

令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合懇談会

令和7年度も昨年度に引き続き県内3会場で懇談会を開催し、各地区の被保険者や医療関係者の皆様から貴重な御意見や御提案をいただきましたので、お知らせします。

記

○詳細

地区	開催地	開催日	開催場所	参加人数
県北	気仙沼市	令和7年11月6日（木）	気仙沼市民健康管理センター 「すこやか」	9名
県央	大郷町	令和7年11月12日（水）	大郷町役場	8名
県南	岩沼市	令和7年11月19日（水）	岩沼市役所	9名

<座長挨拶>

事務局長挨拶

<出席者の紹介>

出席者全員自己紹介

<事業概要に基づき説明>

保険料課長、給付課長説明

<懇談概要>

被保険者①

私は健康管理に注意しています。できるだけ病院にかからないように気を付けているつもりですが、医療費通知を見ると納めている保険料以上に医療費がかかっています。一人ひとりがこれを理解できていなければ、医療費を安くするのは難しいと思います。

事務局

「後期高齢者医療制度のご案内」に「上手なお医者さんのかかり方」を掲載しています。医療費を有効に使うためには、一人ひとりが意識することが大切です。医療費を安くしたいからといって医者にかかることを我慢するのではなく、有効に使っていただければと思います。

被保険者①

医療費通知は1月下旬に届いていますが、11月～12月分の医療費が掲載されておらず、確定申告ではその分の書類を自力で揃えなければなりません。

事務局

医療費の集計にどうしても3か月ほどを要するため、11月～12月分は医療費通知への掲載が間に合いません。確定申告に活用いただくために1月下旬に発送していますが、10月分までしか載せられないものとなっています。

被保険者②

妻が病院にかかった分で払戻の通知が届きました。あれはどういう制度・仕組みなのでしょうか。

事務局

おそらく、高額療養費制度または外来年間合算制度での払戻だと思われます。例えば、

複数の病院にかかり、窓口では 1～3 割の負担額をお支払いいただきますが、自己負担限度額を超えた分は払戻されるという制度です。

被保険者③

窓口負担割合の判定について、妻の収入と合算して判定されることになりますが、なぜなのでしょうか。個人で見れば 1 割負担に該当していても、世帯で見たときに高い負担割合に合わせることになるのが不満です。

事務局

窓口負担割合の判定は、県独自ではなく全国で決められたルールに基づいて行っています。合算して判定するのは、おそらく世帯で納められる力を判定するためだと思われます。負担割合の判定は 3 段階で行われますが、世帯内の合算した収入を用いた判定は最後の段階で行われます。

被保険者④

近頃、若い人の負担を減らして高齢者の負担を増やすという国の動きがありますが、仕方のことだと思っています。

私も健康を意識して、酒やたばこを止め、地域の健康づくり事業にも参加しています。

事務局

他地域での懇談会で「女性と比べて男性の健康づくり事業への参加率が低い」という話題が出ました。日頃の食生活や運動については、比較的男性の方が意識が低いと言われているようですが、皆さんには医療費通知をご覧いただいたり、事業へも参加されていましたりして、制度を上手く利用しながら健康を維持されているなと思いました。

医療関係者①

病院にかかる間隔が短い人ほど健康な人が多いです。なぜなら、病気や異変の早期発見ができるからです。いかに自分の体をメンテナンスするかで長生きにつながります。体に手をかけないと健康維持はできません。

先ほど医療費の話題が出ました。医療費の自己負担が高いと感じられるかもしれません、日本は国民皆保険なので医療費が 20 年近く上がっておらず、海外と比較して安いです。ある程度自己負担があることは仕方のないことですので、意味のない病院のかかり方をしないことが大事だと思います。

医療関係者②

社会保障制度は毎年検討されていますが、現在は、現役世代の保険料を下げる、医療費

の抑制、高齢者の負担増について主に議論されています。医療機関からすると医療費は安いと思っているので、できれば上げてほしいと思いますが、一方で、負担割合が上がった患者を見ると「理不尽だな」と感じことがあります。財源問題も理解した上で、制度を運営していただければと思います。

事務局

財源については、国において予算編成や診療報酬改定に向けて議論が進められているところですが、我々もこれらをもとに来年度からの保険料率を算定しているところですので、国の動向について注視している状況です。

医療関係者③

医療費削減の話がありましたが、私からは薬局との付き合い方をお話しします。受付1回にかかる調剤基本料というものがあるのですが、複数の病院から処方箋をもらった場合、1か所の薬局に持ち込めば1回分の基本料で済みます。処方箋の有効期限は4日間ですので、例えば、次の日に別の病院にかかるときは処方箋をまとめて薬局へ持って行くことで、医療費の負担を抑えることができます。それから、処方された湿布や薬が余っているときには、薬局や先生に相談すれば量を調整することが可能ですので、一時的に医療費を抑えることができます。

マイナ保険証については、処方箋のデータ反映が遅いため、別の医療機関で出された処方箋との飲み合わせなどを確認するときには、お薬手帳がまだ必要だと感じています。

市町村後期高齢者医療担当課

当課の窓口に寄せられる苦情の9割が「制度が分かりづらい」というものです。保険料や窓口負担割合についての問合せが多いのですが、説明する側からしても難しいと感じています。